

異議申立審査役 年次活動報告書
(2010年度)

この年次活動報告書は、「国際協力機構 環境社会配慮ガイドラインに基づく異議申立手続要綱」にもとづき、審査役の活動などを報告、公表するものです。

第1 審査役の委嘱

国際協力機構（JICA）の新しい環境社会配慮ガイドラインと異議申立手続要綱は、ともに2010年4月1日に公布、同年7月1日から施行されました。JICAでは新手続要綱にもとづく「異議申立審査役」を任命し、ガイドラインの遵守を確保するための態勢を整えました。

一方、新手続要綱の施行までは、統合前の二つの組織（旧国際協力機構（旧JICA）と旧国際協力銀行（旧JBIC））がそれぞれ定めた異議申立手続要綱を運用し、審査役については旧JICAの手続要綱が定める「異議申立審査役」と、旧JBICの「環境ガイドライン担当審査役」が任命されていました。

2010年度に審査役を委嘱した方々は以下のとおりです。
(各五十音順)

1 2010年4月1日から同年6月30日まで

(1) 異議申立審査役

- 井村 秀文（いむら ひでふみ）氏
名古屋大学大学院環境学研究科 特任教授
- 原科 幸彦（はらしな さちひこ）氏
東京工業大学大学院総合理工学研究科 研究科長・教授

(2) 環境ガイドライン担当審査役

- 安念 潤司（あんねん じゅんじ）氏
中央大学法科大学院 教授、弁護士
- 松下 和夫（まつした かずお）氏
京都大学大学院地球環境学堂 教授

2 2010年7月1日から2011年3月31日まで

異議申立審査役

- 安念 潤司（あんねん じゅんじ）氏
中央大学法科大学院 教授、弁護士
- 原科 幸彦（はらしな さちひこ）氏
東京工業大学大学院総合理工学研究科 研究科長・教授

第2 当年度中の活動概要

1 異議申立

異議の申立はありませんでした。

2 情報公開など

(1) JICAのウェブサイト（以下のURL）や「国際協力機構 年次報告書 2010」に異議申立の制度についての情報を掲載して、広報に努めました。

●日本語

<http://www.jica.go.jp/environment/objection.html>

●英語

http://www.jica.go.jp/english/operations/social_environmental/objection/index.html

(2) 新ガイドラインを内外の関係者、具体的にはJICAの本部や在外事務所などの事業実施部門とコンサルタント業界の方々などに説明する機会に、異議申立の制度についても紹介しました。

また、海外に赴任するJICAの職員や専門家などを対象に実施している赴任前の研修において、ガイドラインとあわせて異議申立制度を説明することにより、ガイドラインの遵守に向けた取組の推進を図りました。

以 上